

栗原市下水道事業経営戦略

団体名：宮城県栗原市

事業名：栗原市個別排水処理事業

策定日：令和5年（2023年）2月

計画期間：令和4年（2022年）度から令和13年（2031年）度まで

1 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設【令和3年度地方公営企業決算状況調査より】

供用開始年度 （供用開始後年数）	平成11年（1999年）度（23年）
法適（全部・一部） 非適の区分	適用（令和2年（2020年）度から適用）
流域下水道等への接続 の有無	無
処理区域内人口密度	62.2 人/ha
処理区数	1区（鶯沢地区のうち、下水道処理区域以外の区域）
処理場数	43基（令和3年（2021年）度末現在）
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	該当ありません。

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

② 使用料

<p>一般家庭用使用料体系の概要・考え方</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 料金体系：基本料金と従量料金の2部料金制 <ol style="list-style-type: none"> (1) 経営の安定化のため、基本料金で固定費を確保 (2) 負担公平性のため、排除した汚水量に応じた負担 2 基本料金 <p>下水道の使用状況に関わらず発生する処理場の維持管理経費等について、汚水量10m³までを基本料金として負担いただいております。</p> 3 逓増型の従量料金 <p>汚水量の増加に伴い、処理場の負担も増えることから、累進的な汚水量単価でもって、一定量以上汚水を排除した使用者には、応分の負担をいただき、使用者間の公平性を確保しております。なお、汚水量算定にあたっては、水道メーターの指針を基準にしております。</p> 4 自家水使用者について <p>自家水を使用する場合、その水量をメーターで確認することが出来ない使用者については、世帯人数による認定汚水量でもって料金を算定しております。</p> 5 料金改定 <p>公共下水道と同じ料金体系であることから、料金改定についても同様に検討を行う必要があります。なお、収支計画についても令和8年（2026年）度に料金改定を見込んで作成しております。</p> 														
<p>業務用使用料体系の概要・考え方</p>	<p>一般家庭用使用料体系と同様です。</p>														
<p>その他の使用料体系の概要・考え方</p>	<p>一般家庭用資料量体系と同様です。</p>														
<p>条例上の使用料（20m³あたり） *2</p>	<table border="1"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>4,070円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>4,070円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>4,070円</td> </tr> </table>	令和元年度	4,070円	令和2年度	4,070円	令和3年度	4,070円	<p>実質的な使用料（20m³あたり） *3</p>	<table border="1"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>4,265円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>4,388円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>4,438円</td> </tr> </table>	令和元年度	4,265円	令和2年度	4,388円	令和3年度	4,438円
令和元年度	4,070円														
令和2年度	4,070円														
令和3年度	4,070円														
令和元年度	4,265円														
令和2年度	4,388円														
令和3年度	4,438円														

③ 組織

下水道事業職員数		(R4.4.1現在)
技術職	6人	
事務職	8人	
合計	14人	

下水道事業管理者
(栗原市長)

上下水道部長

上下水道部次長

経営課長

課長補佐

総務係

下水道経営係

お客様係

施設課長

課長補佐

下水道施設係

給排水係

(下水道・農集排・浄化槽 共通)

(2) 民間活力の活用等

① 民間活用の状況

契約期間を5年間とする長期継続契約により、全ての浄化槽の点検・管理業務において、人槽毎に適正な点検回数を設定し、民間業者に委託しています。

② 資産活用の状況

合併処理浄化槽は個人の土地に設置されているため、活用はできません。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

個別排水処理事業の持続可能な健全経営の確保のためには、浄化槽の維持管理経費及び更新費用を使用料収入で賄えることが必須であると考えます。そのため、今後は浄化槽の維持管理形態の見直しを行い、更なる経費削減を目指します。

※ 令和4年（2022年）度に策定し、公表した「令和3年度決算 経営比較分析表」を添付しております。

2 経営の基本方針

市政運営の理念である「市民が創る 暮らしたい栗原」の実現のため、その基本方針に定められた下水道事業の果たすべき役割を踏まえ、快適な市民生活に資し、持続可能な汚水処理を行うため、計画的かつ適正規模に即した施設整備と、施設の老朽化に備え、適切かつ計画的な維持管理等によりライフサイクルコストの低減化を図り、市民サービスの向上と健全な経営を目指して、次の3項目について重点的に取り組みます。

(1) 適切で計画的な事業執行

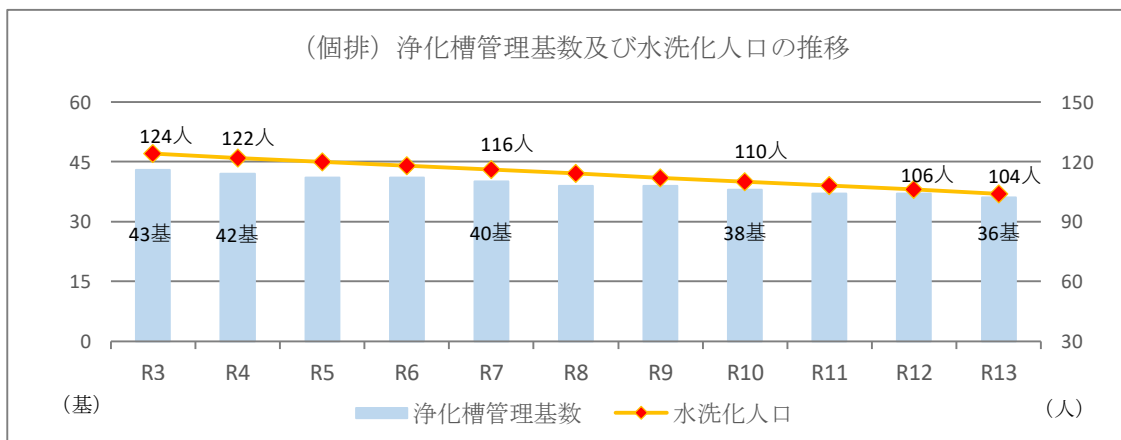
これまでの建設投資に伴う企業債元利償還金の負担や維持管理費の増加傾向から厳しい経営状況にあるため、浄化槽の点検回数の見直しなど、適正な事業運営を行います。

(2) 効率的な事業執行

業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組みます。これまでと同様に民間委託の活用により、より効率的かつ適正な業務委託を行います。

(3) 浄化槽管理基数及び水洗化人口の推移

町村合併時の平成17年（2005年）度末の水洗化人口が143人でしたが、令和3年（2021年）度末には124人までに推移しています。



3 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）

別紙のとおりです。

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

ア 投資に関する目標

個別排水処理事業区域内の整備は概成しているため、新たな投資の計画はありません。

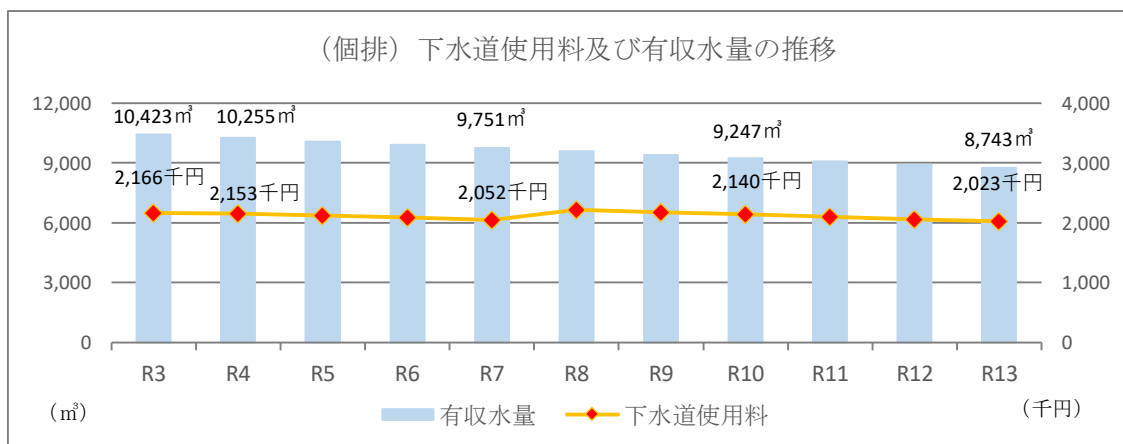
イ 管渠、処理場等の建設・更新に関する目標

計画期間中に耐用年数に達する浄化槽はありませんが、継続して適正な維持管理を行い、更新時期の延長に努めます。

② 収支計画のうち財源についての説明

ア 使用料収入の見通しに関する目標

公共下水道と同じ料金体系であることから、料金改定についても同様に検討を行う必要があります。なお、収支計画についても令和8年（2026年）度に料金改定を見込んで作成しております。



イ 繰入金に関する目標

一般会計からの繰入金については、総務省が定める繰出基準をもとに計画しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

ア 民間の活力の活用に関する事項

現在の委託費用を基に算定しています。

イ 修繕費及び委託費に関する事項

令和4年（2022年）度予算を基準として算定し、基数の伸びが無いことから、令和5年（2023年）度以降についても同額での推移としています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

ア 使用料の見直しに関する事項

公共下水道と同じ料金体系であることから、料金改定についても同様に検討を行う必要があります。なお、収支計画についても令和8年（2026年）度に料金改定を見込んで作成しております。

イ 資産活用による収入増加の取組について

合併処理浄化槽は個人の土地に設置されているため、活用はできません。

② 投資以外の経費についての考え方・検討状況

ア 民間活力の活用に関する事項

現在実施している民間委託を継続しつつ、さらに効率的な運用ができるよう検討します。

イ 修繕費に関する事項

主にブロワーなどの消耗部品交換であり、今後も老朽化に伴い、修繕基数の増が見込まれることから適正な維持管理を実施し、修繕費の抑制に努めます。

ウ 委託費に関する事項

現在実施している民間委託を継続し、さらに効率的な委託の導入が可能な事項についての検討を行います。

エ その他の取組

さらなる収納率の向上に努めます。

4 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

本戦略は令和13年（2031年）度までの10年間の計画ですが、社会情勢の変化が激しい昨今では、本市の下水道事業を取り巻く環境も大きく変化することが考えられますことから、変化する社会情勢を踏まえつつ本戦略で掲げた取組を着実に遂行するため、年度ごとに点検・評価を行うとともに、おおむね5年後に経営戦略を改定します。

また、将来にわたって安定的に事業を継続していくため、「計画策定（Plan）-実施（Do）-検証（Check）-見直し（Action）」のサイクルを活用して、本戦略における投資・財政計画と実績との乖離及びその原因を分析し、次期戦略策定に反映します。

経営比較分析表（令和3年度決算）

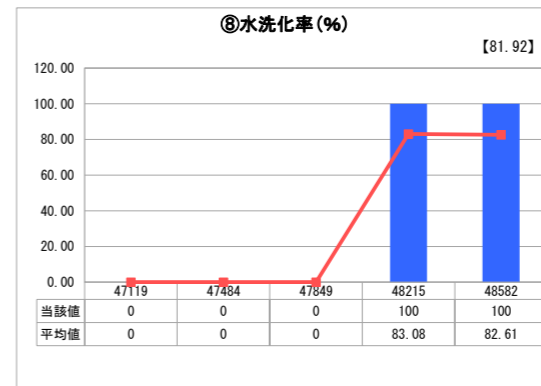
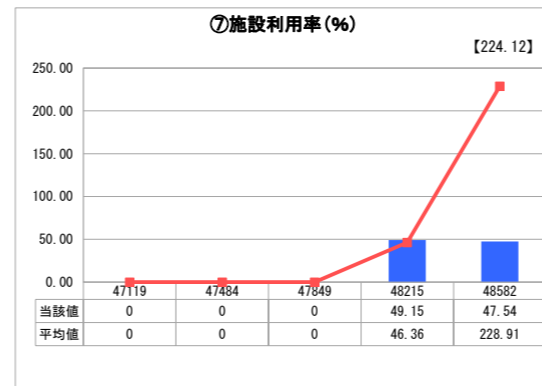
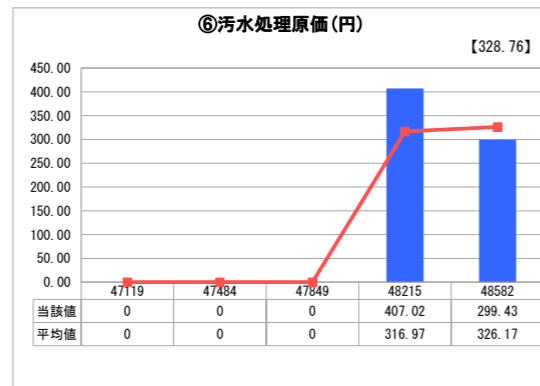
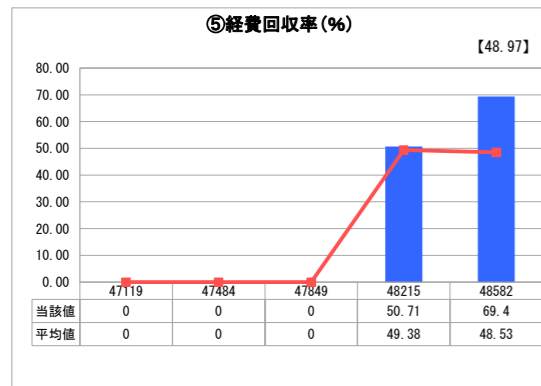
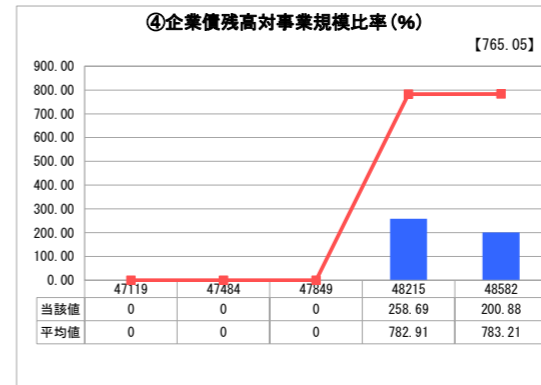
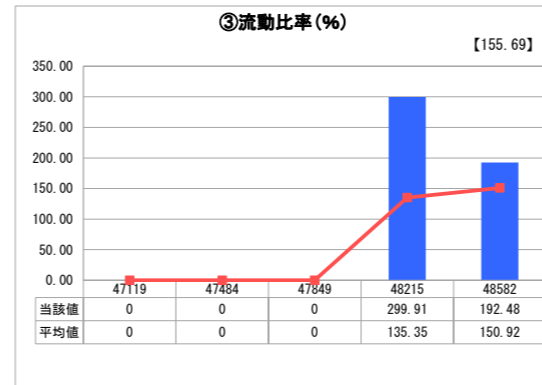
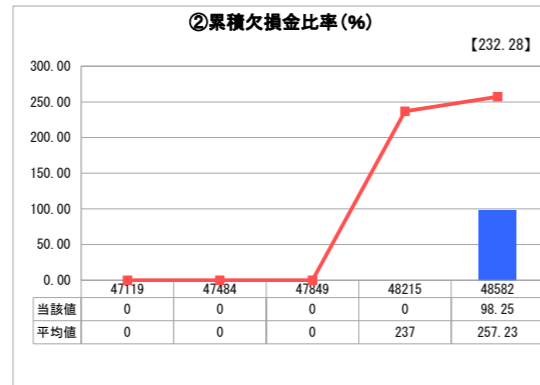
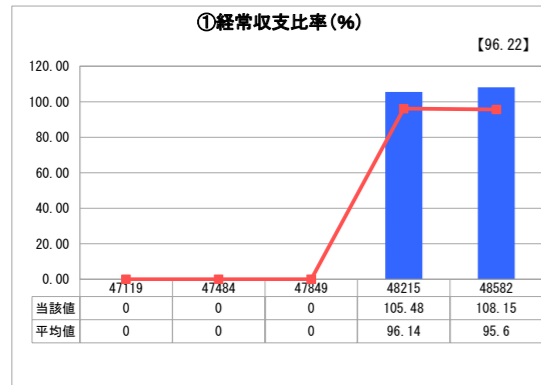
宮城県 栗原市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	個別排水処理	L2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	9.47	0.19	100.00	4,070

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
64,621	804.97	80.28
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
124	0.02	6,200.00

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
【	令和3年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

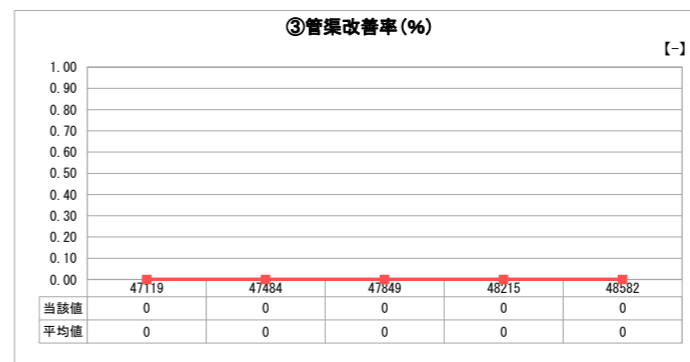
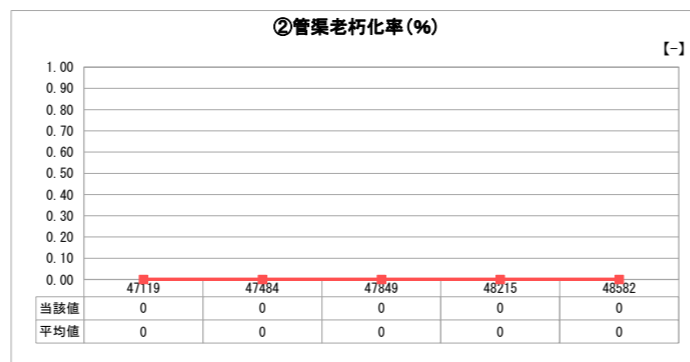
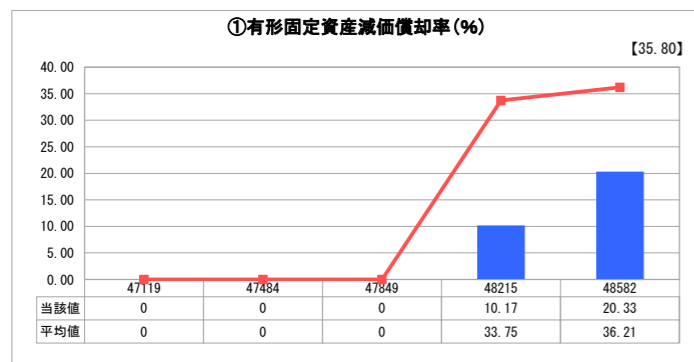
1. 経営の健全性・効率性について

- ① 経常収支比率108.15%
経常的収支比率は100%以上となっており、単年度収支では黒字である。しかし、今後、維持管理経費は増加傾向にあることから、使用料収入のみでは経費を回収できない状況が見込まれる。
- ② 累積欠損金比率98.25%
平均値より低いものの欠損金が発生している状況である。経費の削減を行い改善を図っていく必要がある。
- ③ 流動比率192.48%
短期的な支払能力を示す値であり、類似団体の平均値を上回っている状況である。
- ④ 企業債残高対事業規模比率200.88%
類似団体平均を下回っており、順次企業債の償還が進んでいることから今後も改善していく見込みとしている。
- ⑤ 経費回収率69.40%
回収すべき汚水処理費を使用料で賄えておらず、より一層の収入確保及び建設、維持管理に係る費用の節減に努める必要がある。
- ⑥ 汚水処理原価299.43円
汚水処理に要した1m³あたり費用は、類似団体と比較し低く、より効率的な方策が必要である。
- ⑦ 施設利用率47.54%
類似団体と比較し平均値を下回っている。
- ⑧ 水洗化率100%
類似団体と比較し平均値を上回っている。

2. 老朽化の状況について

- ① 有形固定資産減価償却率20.33%
償却対象資産の減価償却の指標であり、老朽化の程度は類似団体平均を下回っている。
個別排水処理事業は、公共下水道区域又は農業集落排水処理区域以外の区域を対象としている事業で、平成11年3月から供用開始し、最も古い市設置型浄化槽は22年が経過している。

2. 老朽化の状況



全体総括

個別排水処理事業の持続可能な健全経営の確保のためには、浄化槽の維持管理経費を使用料収入で賄うことが望ましい。
しかしながら、人口減少等による使用料収入の減少や修繕費用の増加など、経営環境は厳しさを増していくことから、将来にわたって安定的な事業をしていくためには、自らの経営についての確かな現状把握を行うことが必要不可欠である。
今後、健全かつ持続可能な個別排水処理事業を進めるため、令和4年度に改定予定の「経営戦略」に基づき、効率性的かつ適切な維持管理を行い、経営の健全化に努めていく必要がある。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のみ類似団体平均値及び全国平均を算出しています。

投資・財政計画

(1) 収益的収支

(単位：千円、%)

年 度		令和3年度 (決算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
区 分	1.	営業収益 (A)	2,167	2,154	2,123	2,087	2,052	2,218
	(1)	料金収入	2,166	2,153	2,122	2,087	2,052	2,218
	(2)	受託工事収益 (B)						
	(3)	その他	1	1	1	0	0	0
	2.	営業外収益	3,301	3,368	3,685	3,681	3,596	3,310
	(1)	補助金	2,985	3,053	3,370	3,366	3,281	2,995
		他会計補助金	2,985	3,053	3,370	3,366	3,281	2,995
		その他補助金	0	0	0	0	0	0
	(2)	長期前受金戻入	315	315	315	315	315	315
	(3)	その他	1	0	0	0	0	0
	(4)	収入計 (C)	5,468	5,522	5,808	5,768	5,648	5,528
	1.	営業費用	4,639	5,177	5,502	5,502	5,423	5,344
	(1)	職員給与費	0	0	0	0	0	0
		基本給	0	0	0	0	0	0
		退職給付費						
		その他	0	0	0	0	0	0
	(2)	経費	2,368	2,906	3,231	3,231	3,152	3,073
		動力費						
		修繕費	291	438	584	584	570	556
		材料費						
	その他	2,077	2,468	2,647	2,647	2,582	2,517	
(3)	減価償却費	2,271	2,271	2,271	2,271	2,271	2,271	
2.	営業外費用	417	345	306	266	225	184	
(1)	支払利息	383	345	306	266	225	184	
(2)	その他	34	0	0	0	0	0	
(5)	支出計 (D)	5,056	5,522	5,808	5,768	5,648	5,528	
(6)	経常損益 (C)-(D) (E)	412	0	0	0	0	0	
(7)	特別利益 (F)	0	0	0	0	0	0	
(8)	特別損失 (G)	0	0	0	0	0	0	
(9)	特別損益 (F)-(G) (H)	0	0	0	0	0	0	
(10)	当年度純利益 (又は純損失) (E)+(H)	412	0	0	0	0	0	
(11)	繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	△ 2,129	△ 2,129	△ 2,129	△ 2,129	△ 2,129	△ 2,129	
(12)	流動資産 (J)	4,968	4,608	4,528	4,528	4,528	4,528	
	うち未収金	372	372	372	372	372	372	
(13)	流動負債 (K)	2,581	2,620	2,659	2,699	2,740	2,782	
	うち建設改良費分	2,213	2,253	2,292	2,332	2,373	2,415	
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0	
	うち未払金	367	367	367	367	367	367	
(14)	累積欠損金比率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)							
(15)	地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金不足額 (L)							
(16)	営業収益 - 受託工事収益 (A)-(B) (M)	2,167	2,154	2,123	2,087	2,052	2,218	
(17)	地方財政法による資金不足の比率 ((L) / (M) × 100)							
(18)	健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (N)							
(19)	健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)							
(20)	健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)							
(21)	健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N) / (P) × 100)							

投資・財政計画

(1) 収益的収支

(単位：千円，%)

区 分		年 度				
		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	2,179	2,140	2,101	2,062	2,023
	(1) 料 金 収 入	2,179	2,140	2,101	2,062	2,023
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)					
	(3) そ の 他	0	0	0	0	0
	2. 営 業 外 収 益	3,154	2,576	1,858	1,330	978
	(1) 補 助 金	2,857	2,326	1,677	1,228	935
	他 会 計 補 助 金	2,857	2,326	1,677	1,228	935
	そ の 他 補 助 金	0	0	0	0	0
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	297	250	181	102	43
	(3) そ の 他	0	0	0	0	0
	収 入 計 (C)	5,333	4,716	3,959	3,392	3,001
	1. 営 業 費 用	5,191	4,617	3,901	3,364	2,990
	(1) 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0
	基 本 給	0	0	0	0	0
	退 職 給 付 費					
	そ の 他	0	0	0	0	0
	(2) 経 費	3,073	2,994	2,915	2,915	2,836
	動 力 費					
	修 繕 費	556	542	528	528	514
材 料 費						
そ の 他	2,517	2,452	2,387	2,387	2,322	
(3) 減 価 償 却 費	2,118	1,623	986	449	154	
2. 営 業 外 費 用	142	99	58	28	11	
(1) 支 払 利 息	142	99	58	28	11	
(2) そ の 他	0	0	0	0	0	
支 出 計 (D)	5,333	4,716	3,959	3,392	3,001	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	
特 別 利 益 (F)	0	0	0	0	0	
特 別 損 失 (G)	0	0	0	0	0	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	0	0	0	0	0	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	0	0	0	0	0	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	△ 2,129	△ 2,129	△ 2,129	△ 2,129	△ 2,129	
流 動 資 産 (J)	4,528	4,528	4,528	4,528	4,528	
う ち 未 収 金	372	372	372	372	372	
流 動 負 債 (K)	2,815	2,295	1,505	1,029	558	
う ち 建 設 改 良 費 分	2,448	1,928	1,138	662	191	
う ち 一 時 借 入 金	0	0	0	0	0	
う ち 未 払 金	367	367	367	367	367	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)						
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)						
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	2,179	2,140	2,101	2,062	2,023	
地 方 財 政 法 に よ る (L) / (M) × 100						
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)						
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)						
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)						
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N) / (P) × 100)						

投資・財政計画

(2) 資本的収支

(単位：千円)

区 分		年 度					
		令和3年度 (決算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
資本的 収入	1. 企業債	0	0	0	0	0	0
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	683	258	297	336	376	417
	3. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計負担金						
	5. 他会計借入金						
	6. 国(都道府県)補助金	0	0	0	0	0	0
	7. 固定資産売却代金						
	8. 工事負担金	0	0	0	0	0	0
	9. その他						
	計 (A)	683	258	297	336	376	417
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)						
	純計 (A)-(B) (C)	683	258	297	336	376	417
資本的 支出	1. 建設改良費	0	0	0	0	0	0
	うち職員給与費						
	2. 企業債償還金	2,175	2,214	2,253	2,292	2,332	2,373
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金						
	5. その他						
計 (D)	2,175	2,214	2,253	2,292	2,332	2,373	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	1,492	1,956	1,956	1,956	1,956	1,956	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	1,492	1,956	1,956	1,956	1,956	1,956
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0
計 (F)	1,492	1,956	1,956	1,956	1,956	1,956	
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)							
企業債残高 (H)	20,246	18,032	15,780	13,488	11,156	8,782	
資金残高	4,596	4,236	4,156	4,156	4,156	4,156	

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分		年 度					
		令和3年度 (決算)	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
収益的収支分		2,985	3,053	3,370	3,366	3,281	2,995
	うち基準内繰入金	1,620	1,988	1,911	1,840	1,840	1,840
	うち基準外繰入金	1,365	1,065	1,459	1,526	1,441	1,155
資本的収支分		683	258	297	336	376	417
	うち基準内繰入金	683	258	297	336	376	417
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0
合計		3,668	3,311	3,667	3,702	3,657	3,412

投資・財政計画

(2) 資本的収支

(単位：千円)

区 分		年 度				
		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
資本的 収入	1. 企業債	0	0	0	0	0
	うち資本費平準化債	0	0	0	0	0
	2. 他会計出資金	594	1,075	1,123	791	551
	3. 他会計補助金	0	0	0	0	0
	4. 他会計負担金					
	5. 他会計借入金					
	6. 国（都道府県）補助金	0	0	0	0	0
	7. 固定資産売却代金					
	8. 工事負担金	0	0	0	0	0
	9. その他					
	計 (A)	594	1,075	1,123	791	551
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)					
	純計 (A)-(B) (C)	594	1,075	1,123	791	551
資本的 支出	1. 建設改良費	0	0	0	0	0
	うち職員給与費					
	2. 企業債償還金	2,415	2,448	1,928	1,138	662
	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0	0
	4. 他会計への支出金					
	5. その他					
計 (D)	2,415	2,448	1,928	1,138	662	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	1,821	1,373	805	347	111	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	1,821	1,373	805	347	111
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0
計 (F)	1,821	1,373	805	347	111	
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	
他会計借入金残高 (G)						
企業債残高 (H)	6,367	3,919	1,991	853	191	
資金残高	4,156	4,156	4,156	4,156	4,156	

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分		年 度				
		令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収益的 取支分		2,857	2,326	1,677	1,228	935
	うち基準内繰入金	1,713	1,292	758	327	105
	うち基準外繰入金	1,144	1,034	919	901	830
資本的 取支分		594	1,075	1,123	791	551
	うち基準内繰入金	594	1,075	1,123	791	551
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0
合計		3,451	3,401	2,800	2,019	1,486